委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/

（成績評定の選択制（試行））

第２条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意　向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、　変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

（受発注者共同による品質確保）

第３条　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４　受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２　受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

（オンライン電子納品）

第８条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/

（追加特記仕様書）

第９条　本業務における追加の業務仕様書は次のとおりとする。

２　さらなる追加項目が発生した場合は必要に応じ協議によって決めることとする。

業務仕様書

１　業務目的

当該業務は、勝浦発電所の断水に伴い勝浦発電所の導水路等内部の点検調査を行い健全性の評価を実施し補修または改善が必要な箇所の選定を行うことを目的とする。

また、打合せは原則として業務着手時、中間時2回、成果納入時の計４回とし、業務着手時と成果納入時の打合せには管理技術者が出席することとする。

２　業務内容の詳細

①計画準備

・事前踏査、前回調査の整理、現状施設及び周辺状況の整理、調査方法案の提示

②現地点検調査

１．点検調査

・別添資料1にて示す調査箇所の導水路トンネル等の内部目視点検及び打音調査等

・変状箇所・状況を記録・写真撮影・ファイル整理

２．漏水（湧水）調査

・漏水（湧水）量の測定および写真撮影

３．健全性調査

・200m 毎に点検ハンマー等により確認・評価・写真撮影

・変状等による変状箇所についても同様に実施

③健全性評価

・点検測定結果を写真と共に整理し考察

・前回及び今回点検結果から、健全性について評価

・必要に応じた詳細調査及び補修方法の提案

④報告書作成

・ 監督員が求める必要な資料を作成し、成果品を発注者に提出するものとする。

３　成果品

業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

報告書、図面等の電子データは、電子記録媒体に記録し成果品に添付する。

・成果品及び電子成果品　　２部

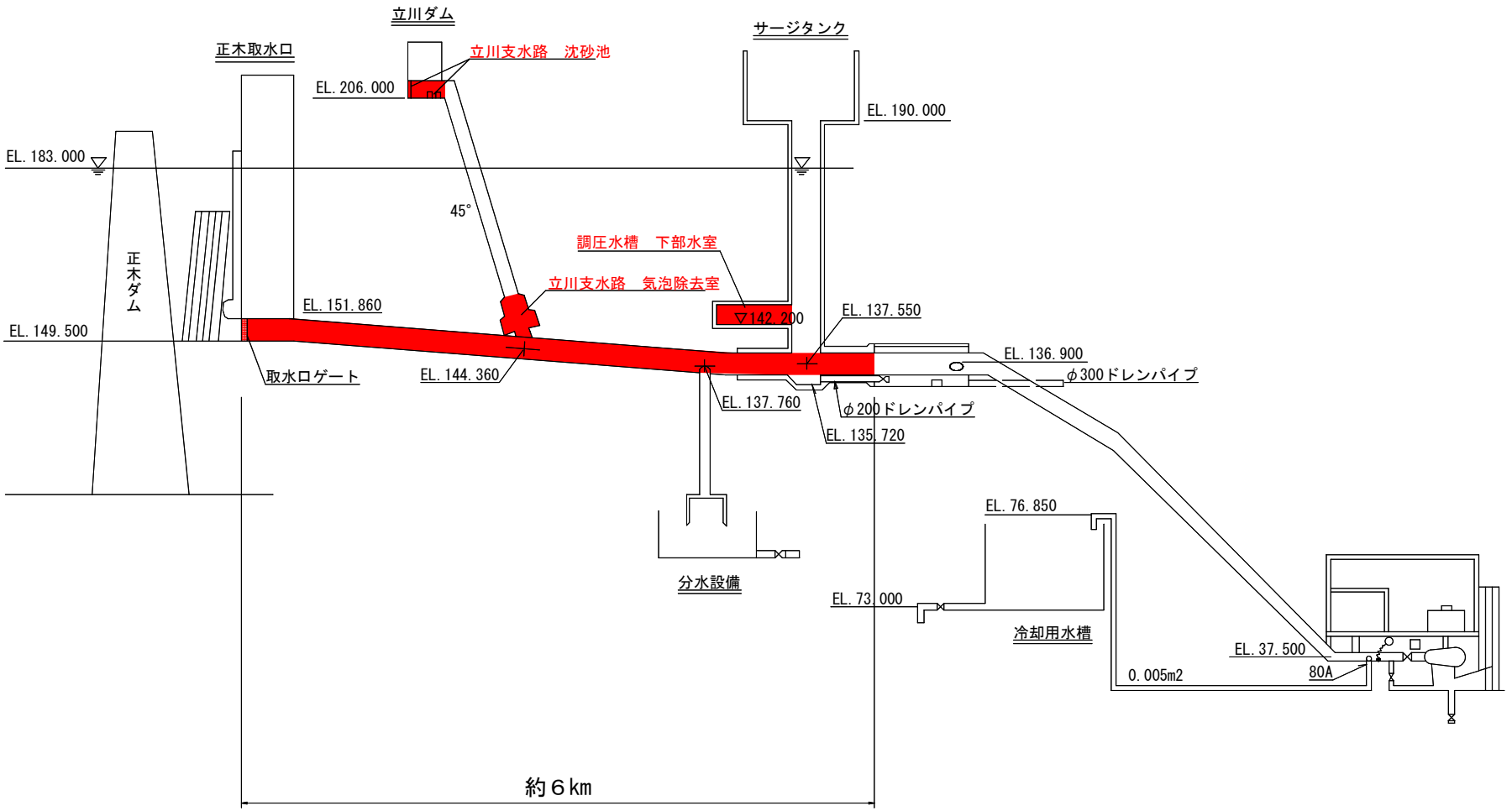
・その他監督員が指示するもの　１式

水 路 概 略 図

（延長　約6km）

凡例

今回調査箇所



別添資料１